

(参考5)

公務員の数(基本権の視点から)

(単位:万人)

国

国家公務員 66.2						
自衛官	防衛省 (自衛官除く)	警察、海保、 刑事施設等	一般の行政機関	国会・裁判所等	国有林野	特定独立行政法人
24.8	2.3	4.0	25.6	3.2	0.5	5.8
団結権 × 団体協約締結権 × 争議権 ×		団結権 ○ 団体協約締結権 × 争議権 ×			団結権 ○ 団体協約締結権 ○ 争議権 ×	

地方

地方公務員 295.1					
警 察	消 防	(一般行政 福祉関係を除く)	福祉関係	教 育	(公営企業等会計 病院・水道等)
28.0	15.7	61.4	40.4	110.9	40.2
団結権 × 団体協約締結権 × 争議権 ×		団結権 ○ 団体協約締結権 × 争議権 ×			団結権 ○ 団体協約締結権 ○ 争議権 ×

(注1) 行政機関、国会・裁判所等、自衛官は20年度末定員。特定独立行政法人は20.1.1現在員。

(注2) 地方公務員については、「地方公共団体定員管理調査(総務省)」による(調査時点は平成19年4月1日)。

(注3) 「一般行政」「福祉関係」「教育」のうち一部(単純労務職員)には団体協約締結権が認められており、「公営企業等会計」のうち一部(地方公営企業法の適用・準用を受けない職員)には団体協約締結権が認められていない。